

るとの答弁があり、下水道の委託料と水道料金の徴収経費との比較ということは下水道の検針徴収業務に対する委託料で、特に東京都から一定の業務とそれに伴う計数が表示されてそれに基いて出しているのが直接の比較ということはむしろ正しいが、内容は五十八年度の下水道使用料の徴収経費の負担方法は幾つかの項目に分けられているが、量水器の償却費、建物の償却費、構築物の償却費、機械事務の償却費、業務の一般管理業務の徴収経費、量水器の修理等に要する経費、事務所のある経費の項目に従って係数を掛け数字を求めるという方法で、五十八年度の水道の総経費は一億一千八百余万円という数字が表示されて、それに一定の負担率を掛け、二千三百八十九万三千円という負担額が計算されている。

それともう一点の検針徴収料に従事している賃金は五十八年度は五名で検針しているとの答弁がありました。

また、委員より、自己水について尋ねたが、市の自己水を使用している

のは四三%ぐらいというが、将来もこのパーセントを維持していくのか。また、地盤沈下と兼ね合いはどうなっているか。また、自家水と下水道の使用料との関係について下水道料金が無料になつてしまふのかどうかとの質問に對して、理事者より、給配水の水のことを自己水と節水と呼んでい

るが、自己水は現在十二本の水源から一日フルに活用すれば一萬四千トン程度の水量が取水できるが、約四二%程度の割合で取水している。

また、東京都の方でも地下水の抑制というところで、地盤沈下の兼ね合ひもあり約六千五百トンの水を取っている。また、自家水の問題だが、大口使用者については量水メーターをつけて市で点検して料金を取り、また、小口の小さな井戸については条例に基いて家族構成の中で一家族十トンですが、自家水と水道の両方を使っている場合には二分の一といふ配水量の認定方法で使用料が決まっているとの答弁がありました。

水源の今後については、都心は十五度前後の水温というところで、快適な水が飲めるというところで、水という点では水源を利用することによって、快適な水が飲めるというところで、将来に向かって水源を維持していきたいとの答弁があり、お諮りしました。

ところ全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げまして審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十三号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、委員長長の報告どおり認定されました。

○議長(田村市郎君)

三時五十分まで休憩いたします。

午後二時五十二分

休憩

午後三時六分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第八十五号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第八十五号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算第五号につきまして提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず予算の内容に入る前に提案理由といたしまして今回の補正予算の骨子についてまず申し上げたいと思っております。

まず歳入でございますが、市税の調定増によるものが主なもので、その他今

回国有提供施設等所在市町村助成交付金が決定されたことによる当初計画上の差、また国、都、府支出金の追加及び精算によるもの、それから宅地開発指導要綱に基づく寄附金が主な歳入でござります。

歳出につきましては、事務事業の追加及び精算、福祉関連事業、建設関連事業の補助金の確定等によるものが主でござります。それでは内容について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきますと思います。総則でござりますが、第一条で歳入歳出それぞれ一億五千七百八万三千円を追加いたしましたして歳入歳出の予算総額を百二十四億二千六百三十九万六千円と定めようとするものでござります。第二条につきましては、地方債の変更を定めようとするものでござります。

次に二ページをお開きいただきますと思います。歳入について各項における補正額の主なものを申し上げますと、まず市税で市民税におきまして六千二百四十三万五千円を追加し、総額を二十四億四千四百十六万一千円と定めようとするものです。これは個人所得割の更正修正申告による調定増

と法人税割の順調な伸びによる増収分でござります。軽自動車二百九十一万四千円の追加につきましては、四月に税額が改正されたことによる増収分でござります。

次に国有提供施設等所在市町村助成交付金等でござりますが、いわゆる基地交付金で、このたび交付決定されたことによる追加分三千五百五十五万八千円を補正いたしましたして総額を十一億五千二百九十九万三千円と相なる次第でござります。この額は昨年実績と比較いたしましたして百万円の増額と相なりました次第でござります。

次に使用料及び手数料の六百八万三千円の追加補正でござりますが、これは市営住宅の付加使用料三百二十万八千円と市営プール使用料二百八万五千円の追加補正でござります。

次に国庫支出金でござりますが、まず国庫負担金におきまして三千三百九十八万三千円の追加補正でござりまして、これは歳出関連における民生費、負担金で身体障害者及び精神薄弱者それぞれ施設援護措置費に要するものと生活保護費分に要するものの十分の八相当額が対象と

人員の増等によるものでございます。

次の国庫補助金二千二百五十一万八千円の減額でございますが、これは防衛補助事業による仮称熊井及び長沢公園新設工事用地買収及び学校整備事業の第二小学校及び第六小学校除濕事業のいずれも事業完了に伴う精算減額とシルバー人材センター運営費及び市営住宅家賃収入のそれぞれ追加分、それからこれらの相殺減額分でございます。

次に部支出金でございますが、部負担金三十八万四千円につきましては老人福祉手当に要する十割負担分でございます。

次の部補助金三百九十九万九千円の追加補正につきましては、すべて福祉事業の民生費補助金の中で身障害児通所訓練事業の基準額引き上げによる追加、それと新たに老健法に基づく医療費通知事務に要するもの、それと付添看護婦事業に要するものでございます。

次に財産収入二百八十八万一千円につきましては、財産運用収入で土地建物の貸し付け収入として第四市営住宅ほかの公営地の貸付金百六十九万五千

円、それと財産売り払い収入として百二十七万六千円で熊川一四四の三多田地十五、四八平米の売り払いによるものでございます。

次に寄附金四千八百六十五千円の追加補正につきましては宅地開発指導要綱に基づく寄附金で、五事業主からのものでございます。

次に諸収入の雑入で二百九十九千円につきましては福祉関連事業の五十八年度国、部支出金精算に伴う過年度収入分でございます。

三ページをお開きいただきます。続いて市債でございますが、

防衛補助事業で実施した仮称熊井及び長沢公園新設事業の確定に伴う事業費減に伴う起債充当分の減額補正千六百六十九千円でございます。

以上、歳入補正額一億五千七百八十三千円を追加補正し、歳入総額百二十四億一千六百三十九万六千円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

まず議会費におきまして三百三十五万七千円の追加補正でございますが、これは議長車の購入に要するものでございます。現在使用中の議長車

につきましては連絡申として今後使用されていくべきだと思います。なお維持費等については次の補正予算に計上していただく予定をしておりますのでよろしく願います。

次に総務費でございますが、六百三十三万一千円の追加補正でございます。これは総務管理費において六百七十七万二千円の追加補正で、これは庁舎の光熱水費及び第二庁舎の改良に要する経費の追加分、それと東京自治会館組合の負担金の減額で、これは府中市より寄附金を受けたことから各市の管理運営費の負担が変更されたことによるものでございます。それから今般商協ビルを市で編さん室として借り上げするため経費の追加で、これは資料の保管及び編さん会議等の事務の効率化を考慮した作業室として編さん作業の完了まで借り上げていくためのもので、今般の補正は一月から三月までの三カ月分の使用料を含んだ当面必要と思われる事務用品等の追加分でございます。以上、増減相殺額が総務管理費でございます。

次に徴税費十五万九千円の追加補正につきましては固定資産税の評価

及び今年度工事費集中に伴うパート賃金でございます。

次に民生費、六千五百六十四万三千円の追加補正については、社会福祉費におよび二千四百八千円の追加補正で、これは駐留軍離職者の増による見舞金、身体障害者及び精神薄弱者の人員増と、重度加算の追加に要する施設整備措置分、それと老人福祉に要するゲートボール場三ヶ所の新設分、それと保健法に基づく新規事業として医療費通知事務に要する経費、これらの総額でございます。

次の児童福祉費の三百三十九万六千円の追加補正は児童措置費、国、都、府、支出金の五十八年度精算還付金とすみれ保育園除湿温度保持の工事完了による電気料等の追加分でございます。

生活保護費四千二百五十五万九千円の追加補正については、保護世帯及び人員の増加による追加分でございます。

次に衛生費の保健衛生費二十四万円の追加補正は健康センターの光熱水費で利用増に伴う追加分でございます。

四ページをお開きくださいと思います。

農林水産業費の九十二万二

円の減額補正につきましてはアメリカシロヒトリ防除事業の完了に伴う
精算残額による減額分でございます。

続きまして工不費につきましては二千二百三十九万九千円の減額補正で
ございます。まず道路河川橋梁費につきましては四百五十六万六千円の追
加補正ですが、これは私道整備の申請に基づく工事費分の追加と道路
新設改良に要した用地取得の実績に基づく用地買収費の精算残額分
と相殺額でございます。

次の都市計画費の三千七十四万円の減額補正につきましては仮称熊牛及
び長沢公園新設工事に要した用地買収費の残額でございます。

次に住宅費三百八十三万五千円の追加補正につきましては市営住宅の修
繕に要するものでございます。

続きまして教育費でございますが、総額で九百二十万五千円の減額補
正でございます。これは学校整備に伴う工事関係の実績に基づく精算
減額が主なものでございます。

小学校費八百六十八万七千円の減額補正は夏まきにおける光熱水費の

需要増に伴う追加分と振興費における対象人員増に伴う各種扶助費
の増額追加分、それと学校整備に伴う第二小学校及び第六小学校の
除濕工事並びに第二小学校校庭改良工事、それと工事完了による入札
差金等の減額分と相殺額補正でございます。

中学校費の二百五十七万四千円の減額補正は夏まきにおける光熱水費の
需要増に伴う追加分と振興費における対象人員等実績に基づく各種
扶助費の減額分、それと学校整備に伴う第一中学校校庭改良並びに第
三中学校プールサイド改良工事、それと工事の完了による入札差金の減額
分と相殺額補正でございます。

次の社会教育費の二百三万六千円の追加補正につきましては地域会館にお
ける各光熱水費の需要増に伴う追加補正でございます。

次に公債費でございますが、四百八十一万一千円の減額補正は五十八年度債
の借り入れ見込みの実績差による利子減額分でございます。

次に諸反出金四千八百六十六万六千円の追加補正につきましては都市施設整
備基金費として積み立てようとするもので、歳入で御説明いたしました宅地

開発指導要綱に基く寄附金を将来の財政運営の備えといたしたいと思ひます。今回の積み立てによるこの基金の積み立て額は二十二億七千五百九十一万一千円と相なる次第でござります。

最後に予備費でござりますが、七千七百九十九万二千円の追加補正につきましては歳入歳出の財源調整によるものでござります。

以上、歳出補正額一億五千七百八万三千円を追加し歳出総額百二十四億二千六百三十万六千円と相なる次第でござります。

次に五ページをお開きいただきたいと思います。第二表 地方債の補正でござりますが、これは防衛補助による公園整備事業として仮称熊牛及び長

沢公園新設事業の実績に基く事業費減による起債充当率分の減額一千百六十九万円でござります。今回の補正により限度額合計は四億二千百九十九万円と相なる次第でござります。

以上、雑駁な説明でござりますが、慎重御審議をいただきますして原案不
となり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市即君) 以上で提案不理由の説明は終りました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君) ただいま部長から提案不理由が述べられたわけでござい

ますけれど、歳入につきまして一、二御質問いたしたいと思ひます。

まず市税のうち市民税でござりますけれど、今回二千五百六十九万円を補正しようというものでござりますけれど、御承知のとおり補正三号におきまして

四千七百八十八万円の補正が行われております。今回と合すると個人の場合

に限ってもこの補正率は三七・五ということに相なるわけでござります。現在の時点

におきまして十二分の把握のもとに今回の補正が行われたと思うわけでござります。けれど、この個人あるいは法人その他の市税におきまして今後どれぐらいの伸びが

見込まれるかというところ、まず第一点として伺いたしたいわけでござります。

それから、次の質問は市税のうち軽自動車税でござります。ただいまの

部長の御説明では、いわゆる四月からの税法における税率の改正に伴う補

正である、こういうふうな御説明があったわけでござりますけれど、この補正額は

当初の補正前の額に比べますと一五・五五％のアップの補正が行われたわけでござります。三月におきましてこの税率改正に伴うところの専決処分というものが行

われておったんじゃないかと思ひますけれど、これがいままで出て来ずにこの年度も大変差し迫ったこの十二月のこの議会に持つて来なければならなかつたという事は、私は総計予算主義という面から見ても非常にこの補正の措置がふくれてい
るんじゃないかというふうな感じを持つわけですから、この点について財務当局
のお尋ねをお聞かせいたしたいというので第二点であります。

三つ目でありますけれど、予算書の九ページでございまして、ここに土木使用
料という形でもつて三百二十七万八千円の市営住宅使用料は付加使用料だと
いうふうなお話でございました。当初に比べますと八・三％アップの補正でござい
ます。ここでお尋ね申し上げたいのはこの市営住宅の使用料がこの前の軽自動車税
と同様の趣旨に立つわけですから、この付加使用料というのはここで補正して
これから住宅にお入りになつてゐる市民から取られるものであるというこのほうの方
でいふかどうかという事なんですけれど、この市営住宅の使用料というふうなものは、
付加使用料というものをなつくるめまして、ずっと前に調定が行われてゐるんじゃない
かと、このうらふうらに考へるものであります。

その面からこの使用料がどうしてこの時点に持つてこられたのかということと

お尋ね申し上げたいと思ひます。

このことは、この下の教育使用料の市営プールの使用料と、このが出たてい
るわけですね。これは適切な補正だと僕は思ふんです。ところが、土木使
用料にいたしましたも、あるいはまたその前の軽自動車にしても、この辺の処
置が何の点でもって職制人事の異動というものも行われたわけではございませ
ん。そういう事情は一応理解するといつても、何かこういう場合の処置が
ふくれてゐるんじゃないかというふうな気がするわけですから、この点も十二月
でなければ補正されないんだというこの事情があるならば、その辺について御説明
をいただきたいと。

以上、三点についてお尋ね申し上げます。

○企画財政部長(内田和雄君) 市税のこれからの見込みという事でござい
ますが、法人税におきまして一千万円程度の伸びがあるんじゃないかというふうな予
測をしてあります。それから、たばこ消費税におきまして一千五百万円程度の補正
が、それから電気税におきまして四百万円程度、合計で二千九百万円程度の伸
びがあるんじゃないかと見込んであります。このうちのたばこ消費税につきましては、

ただいま御指摘のとおり本来なら補正予算に計上すべきものと思うわけ
でございしますが、すこしに申しわけございせん。この分につきまして次回の補正にの
せておいていただきたいと思います。

それから軽自動車税の関係でございしますが、これも年度当初におきまし
て税率の改正が行われたわけでございしますので当然六月、九月の議会のときに
補正を提出すべきものと思います。この点も遅くなりましたことをおわび申し上
げさせていただきますと思います。

この二件につきましてあと計上についておかれておりますが、今後十分注意
をしましてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○総務部長（浅見裕康君）

九ページの土木使用料の市営住宅の付加使用料
の関係でございしますが、ただいま御指摘をうけたいわけではござい
ますが事務手続について若干申し上げますと、三月の十五日の、いわゆる確定申
告時期、これ以降はそれからの入居者の収入算定は物理的に調査が可
能でございします。それで実質的にも調査をその時点から行っております。
それで四月中に今般書は出しておると、使用料のあれは要するに通知書日

でございしますが、したがって先ほど御指摘をうけたいしてまいりましたように十二
月の補正でここに計上するということについては、従来うけた慣行というの、なれ
ばというの、そういうものからして例年この時点で補正をお願いしているというふうな
ことでございしました。

非常に適切な御指導をうけたいしたのでございしますが、これからは可
及的速やかに、具体的に申し上げますならば六月の定例会にこれは補正を計上
したいというふうに考へておりますので、よろしくどうぞ御了承のほどをお願い申し
上げます。

○二十四番（関 米吉君）

ただいま非常に適切な御答弁をいただいたわけですが、これからは可
なり何としましてもちろめて厳しい財政事情下にありながら他方市民の
多様な要求がいろいろあるわけですから、そういうふうなことで私が申し上げるま
でもなした、やはり適切な財源というふうなものは総計予算主義の建前から
も正しく把握して計上し、そして市民のために予算執行が行われるというふうな面
から、ひとつぜひその点はいさそれがお答えいただいたように、適切な時期に
完全にうけつた課税というものが把握できたという段階におきまして適切な処

置をとっていただきたいということ、この点強くお願い申し上げておきたいと思っております。

これは私の要望でございますので特別に答弁は必要ございませんけれど、その点、ひとつよろしく今後お願い申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございます。

○十一番(原 敏子君)

それでは、いと言われました軽自動車税の調定増分についてけれども、税額の改正分ということではこの台数わかれば、この二百九十一万四千円ですが、この台数を教えていただきたい。対象となった台数ですね。

それと市有地の売り払い収入、熊川の、四〇一三というふうで平米も言っていたようにしたけれども、これ平米当たり単価はどれぐらいなのか、ひとつお知らせいただきたいのと、同じ一三ページの寄附金がござります。これが歳出のところへいつ部市施設整備基金ですか、ここへ積み立てるということになっておりますね。それでこの寄附金をここへ積み立てるということでは先ほど説明でお聞きしましたけれども、この寄附金の使用用途、これははっきりしていると思っておりますけれども、念のためこれを聞かせていただきたいと思っております。

○企画財政部長(内田和雄君)

まず台数がござりますが、九千三百四十二台でござります。

それから積立金——基金のことではございますが、今回ののは福生市の宅地指導要綱に基づきます教育費負担金ということでしたものでございまして、これはいまでもこういう宅地指導要綱に基づき寄附金としていただいているわけですが、これは建設省等からもやはり教育施設に充てるべき特定の財源であるというふうなことの私ども指導を受けておりますので、これらについてはいさ全体の市部市施設整備基金というところで積み立てておりますが、これははっきり分けた方が的確であろうというふうな考えを持っておりますので、今後検討させて、できる限りきろんと分けて教育施設の基金として積み立ていくべく検討させていただきたいと思っております。

それから土地売り払いの単価でござりますが、平米単価八万二千五百円でござります。以上です。

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。